

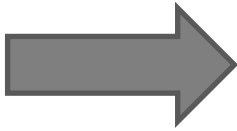
平成29年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。
  - $$\text{特定保険料率} = \frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}}$$
  - $$\text{基本保険料率} = \text{都道府県単位保険料率} - \text{特定保険料率}$$

現 行

9.79 ~ 10.33%

特定保険料率 ( 3.67% )  
 基本保険料率 ( 6.12 ~ 6.66% )



平成29年3月賦課分～  
 (平成29年4月納付分～)

9.69 ~ 10.47%

( 3.73% )  
 ( 5.96 ~ 6.74% )

※任意継続被保険者にあつては、平成29年4月分～